2026年３月

お客さま各位

足立成和信用金庫

貸金庫予備鍵管理業務の外部委託に伴う「貸金庫規定」改定のお知らせ

日頃より、足立成和信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、貸金庫の予備鍵管理業務について、不正リスク低減の観点から、当金庫が指定する外部業者へ委託することとなりました。

つきましては、「貸金庫規定」を2026年４月１日付で下記および新旧対照表のとおり改定いたしますので、お知らせいたします。

予備鍵管理業務が当金庫本部より外部業者へ変更となるため、お客さまが貸金庫の鍵を紛失された場合などには、開錠に一定期間を要することになりますので、大変恐縮ではございますが、何卒ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 主な改定内容
- 第２条（利用目的の確認）
  利用目的の確認を定期的に行うこととします。
- 第５条（鍵の保管）
  貸金庫鍵を当金庫所定の外部委託先にて保管します。

※ 詳細は２ページ目の新旧対照表をご確認ください。

2. 改定日
2026年４月１日（水）

以上

足立成和信用金庫

足立成和信用金庫 「貸金庫規定」新旧対照表

新	旧
第１条　　（略） 第２条（利用目的の確認） １．借主は、貸金庫の契約の締結または利用等にあたってマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から格納品が第１条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を書面その他当金庫の定める方法により申出を行うこととします。なお、利用目的の確認は定期的に行うこととします。 第３～４条　　（略） 第５条（鍵の保管） 貸金庫に付属する鍵正副２個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印鑑により封印し、当金庫所定の外部委託先にて保管します。そのため、鍵の取寄せに時間を要します。 第６～１６条　　（略）	第１条　　（略） 第２条（利用目的の確認） １．借主は、貸金庫の契約の締結または利用等にあたってマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から格納品が第１条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を書面その他当金庫の定める方法により申出を行うこととします。 第３～４条　　（略） 第５条（鍵の保管） 貸金庫に付属する鍵正副２個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印鑑により封印し、当金庫が保管します。また、当金庫では副鍵を本部にて保管しているため、正鍵紛失の手続き（第８条）を行った後でも取寄せに時間を要します。 第６～１６条　　（略）